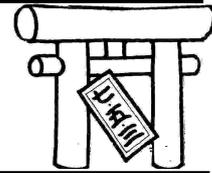


失業した妻、田舎の老親、愛人の子供は？
税と 健保 **扶養の認定基準はここが違う**



今年も年末調整の時期になりました。年末調整には扶養控除の申告がつきものですが、これと似て異なるものに健康保険の被扶養者があります。認定に当たっては、前者が「所得」という過去の一定期間における事実を、後者は現在を含めた向こう1年間の「収入」を指標とするという違いがあります。今月は、こうした認定基準の違いを中心に法改正、実務上混同しやすい点などを解説いたします。

所得、所得控除、課税所得および税額とは

簡単にいいますと、所得税は、収入から必要経費を差し引いた利益(以下、所得) に対して掛かります。ただし、所得そのものが課税されるわけではなく、所得から各種の(所得控除)を差し引いた後の課税所得に対して税率を掛け、それが実際の税額になります。配偶者や親族(以下、対象者)が控除対象配偶者もしくは扶養親族(以下、扶養親族等)と認められれば、その人数に応じて所得控除ができるため、課税率の分だけ、本人の納税額が少なくなります。これが扶養控除によるメリットです。

- 扶養控除の可否は所得で判断 -

扶養親族等となるには、対象者の所得が 38 万円以下という要件があります。例えば、妻の内職の年収が 48 万円ならば、内職の必要経費として 10 万円以上掛かっていることが要件です(48 万円 - 10 万円 = 38 万円)。

夫が控除を受けるために、パートをしている妻が年収を 103 万円以下に抑えるという話しをよく聞きます。これはどういう意味かというと、会社員は一種のみなし経費として最低 65 万円を収入から控除できるからです。その結果、給与が 103 万円の人は所得がちょうど 38 万円となり、控除対象枠に収まります(103 万円 - 65 万円 = 38 万円)。その場合の妻自身の税額は、そこから基礎控除として 38 万円を所得控除すると課税所得はゼロになるため、非課税扱いとなります。

もっとも基礎控除以外に生命保険料控除等で、さらに所得控除を受けられる余地がある人は所得が 38 万円を超えていても非課税ということはありません。しかし、所得自体が 38 万円超であるので、扶養控除の対象にはなりません。つまり、対象者自身が非課税であることと扶養控除を受けられることは別問題です

扶養控除の可否と課税の要否

給与収入	- 給与所得控除 =	給与所得	- 基礎控除 - その他控除 =	課税所得
事業収入	- 必要経費 =	事業所得	- 基礎控除 - その他控除 =	課税所得
年金収入	- 公的年金控除 =	雑所得	- 基礎控除 - その他控除 =	課税所得

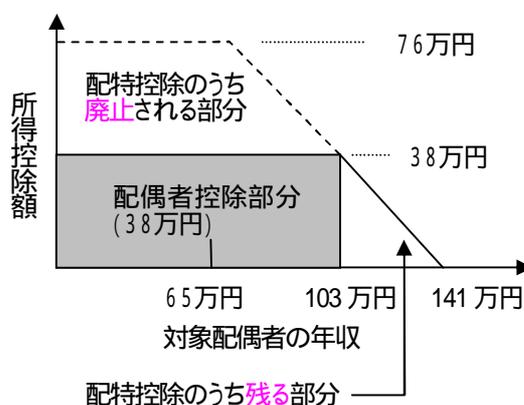
対象者の年収

扶養控除の可否を判定する所得

対象者の税額を決める所得

配偶者特別控除は縮小

本年から配偶者特別控除(以下、配特控除)が縮小され、年収 103 万円 ~ 141 万円の層に対するの部分が残ります。その結果、控除対象配偶者の年間給与が 103 万円を超えても、所得控除額が、段階的に少なくなる仕組みは従来どおりです。



扶養控除の判断基準

- 身分の判定は 12 月 31 日 -

戸籍上の配偶者、同じく 6 親等以内の血族または 3 親等以内の姻族であることが要件です。同居か別居かは問いません。裏を返せば、生計が同一であっても内縁関係は認められないということです。

では、その判定時期はというと、その年の 12 月 31 日の現況によります。例えば、年末に生まれた子供は対象になっても、12 月 30 日以前に離縁した配偶者等は該当しません。ただし例外があり、給与所得者やその親族が年の途中で死亡したり、給与所得者が年の途中で出国した場合には、その死亡または出国の現況により判定します。

- 所得は暦年で判定 -

1 月から 12 月までのその暦年の所得が 38 万円以下かどうかで判定します。例えば、12 月 1 日に月収 80 万円で会社にスカウトされた人でも、それまで所得がなければ扶養控除が受けられるでしょうし、逆に年末にリストラされ、12 月 31 日時点で収入の糧がない人でも、それまでに 38 万円を超える所得があれば、扶養控除は受けられません。

なお、所得としてカウントしなくてもよい収入があります。代表的なものは以下のとおりです。

非課税の通勤手当、遺族・障害年金、労災保険給付、健保の傷病手当金、失業給付

年金のうち、老齢年金は雑所得としてカウントされます。

健康保険の被扶養者

健康保険の被保険者に扶養されている人が被扶養者として認定されれば、本人が保険料を負担しなくても健康保険の給付を受けられるというメリットがあります。そのためには、対象者の収入と被保険者との生計維持関係等が基準になります。

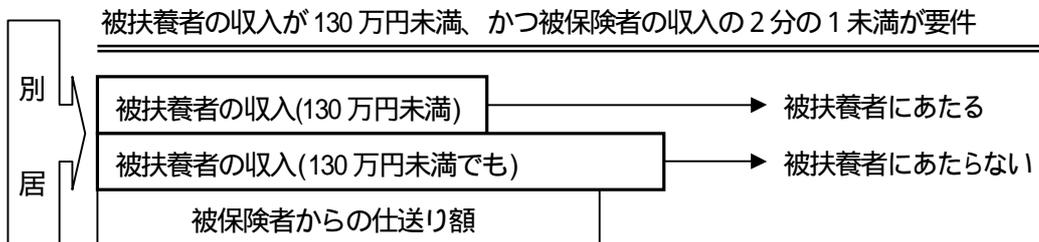
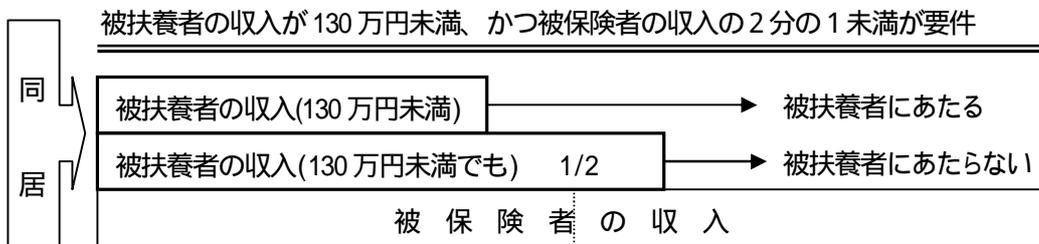
生計維持だけが条件の人	被保険者の父母、祖父母、子（養子を含む）、孫、弟妹、配偶者（内縁関係を含む）
生計維持と世帯同一が条件の人	配偶者の父母、愛人の連れ子以外の3親等内の親族（兄や姉など）

税法上の扶養親族等とは異なり、必ずしも戸籍上の配偶者や実の親族である必要はありません。むしろ生計維持関係を重視するのが特徴です。

- 生計維持認定基準とは -

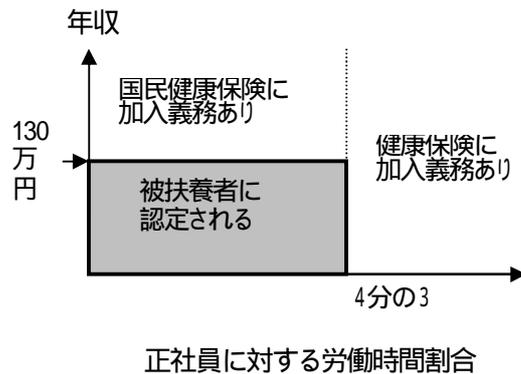
主として被保険者の収入により、生計を維持されていることが認定基準となります

具体的には、対象者の年収が 60 歳未満は 130 万円未満、60 歳以上・障害者は 180 万円未満であり、かつ次の要件を満たせば、生計を維持されていると認められます。



生計維持関係と混同しやすいのが、対象者がパート等で働いている場合の取扱いです。

労働時間と日数が正社員の概ね 4 分の 3 以上のパートだと、対象者自身が健康保険に加入し、保険料の負担を要します。生計維持関係による認定の可否というのは、右の部分の話であり、ここでいう労働時間等による区分の違いというのは、この部分の話です。



保険者と被扶養認定の差異

失業中は夫の被扶養者になれるか？



このたび、転勤となり、妻がパート先を退職せざるを得なくなりました。妻は転勤先で失業給付(=基本手当として月額3,000円)を受けるとは思いますが、失業中の妻をこれまでどおり、税と健康保険で扶養控除及び被扶養者の対象にできるのでしょうか。

税法上はその年の所得で判断

失業給付は非課税扱いのため、源泉所得税の対象にはならずこのほかに所得がなく、パート先での給与所得が38万円以下なら、少なくともその年は夫の控除対象配偶者になります。



被扶養者の年収はこうして計算

健康保険の被扶養者ですが、これは暦年の所得ではなく、退職等の事由が発生した日から向こう1年間の収入が判断基準になります。非課税の失業給付でも継続的に支給されるものは収入とみなされ、当該年収が130万円以上か未満かで判断します。

具体的には基本手当日額3,000円に360(=30日×12か月)を掛けると年間として108万円の収入となるので、被扶養者となります(昭18.4.21保発第1044号)。一方、基本手当日額が5,000円の人だと、5,000円×360=180万円となり、130万円以上となるため、被扶養者に認定されません。

本件は、自己都合退職のため、3か月間の給付制限期間があり、この期間中は失業給付は受けとることはできません。そのため、基本手当日額が5,000円の人でも、給付制限期間中は、被扶養者になり得ます。ただし、失業給付を受けはじめると被扶養者でなくなります。1日当たりの収入から年収を換算する、これがポイントです。

健保組合は社保事務所と違う？

あくまでも、以上は政府管掌の健康保険の考え方であり、同じ健康保険でも健康保険組合等の保険者が違えば(130万円という、尺度は同じでも)何をもって年収とするか、について取扱いが微妙に違います。これについては国から健康保険組合の監督官庁に当たる各都道府県主管課宛に、以下の通達()がなされています。端的には、政府管掌のルールに合わせるよう監督指導し、という主旨です。

(前段省略)、保険者により場合によっては、その判定に差異が見受けられるという問題も生じているので、今後は下記要領を参考として被扶養者の認定を行われたい。なお、貴管健康保険組合に対しては、この取り扱い要領の周知方につき、ご配慮願いたい(昭52.4.6保発第9号)。